

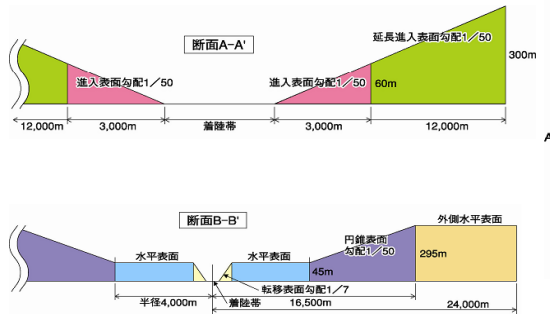
羽田空港制限表面高回答サイト操作説明書

●制限表面概略

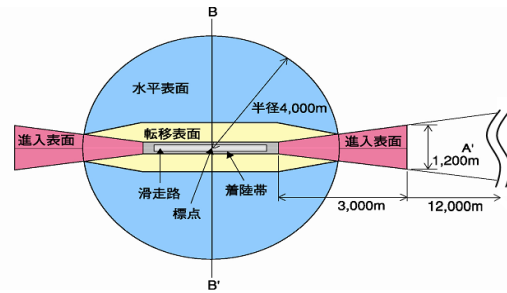
空港の周辺には進入表面、転移表面及び水平表面といった制限表面が設定されており、航空法 49 条で「進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物。植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない（一部省略）」と定められています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね、以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。

<断面概略図>



<平面概略図>



★ 詳細な制限表面概略図は下記サイトよりご確認ください。

<http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/O2.html>

●システム操作方法概略

住所を入力し、詳細地図表示ボタンをクリックします。周辺の地図が表示されますので、建物の建築予定箇所をクリックして下さい。その際、クリック地点から羽田空港の標点に向けて直線が引かれます。上述の制限表面概略図の通り、空港に近い程、制限高が低くなりますので、直線を参考として建築予定箇所内で空港に一番近いポイントをクリックして下さい。地図の下部にクリック地点の住所、制限表面の種類と制限高が表示されます。

住所:

住所を入力していない状態で、地図をクリックしても、反応しません。

地図データ ©2014 Google, ZENRIN 利用規約

印刷

●高さ制限の照会方法

以下①～④の手順で検索し、制限高を記載した地図を印刷できます。

住所：東京都千代田区霞が関3丁目2番1号

詳細地図表示

①照会したい住所を打ち込む

②詳細地図表示ボタンをクリック

③建築予定地をクリック

住所：東京都千代田区霞が関3丁目2番1号

詳細地図表示

※クリックした地点の住所、制限表面の種類、制限高（標高）が表示されます

※直線が表示され羽田空港の方向が分かるので一番近い地点をクリック

④印刷ボタンクリックで印刷ページへ

◆照会地：〒100-6031 東京都千代田区霞が関3丁目3-1

◆制限表面の種類：円錐表面

◆制限高（標高）：約243m

上記の照会地における、航空法第49条及び第56条の3による東京国際空港での制限内容は上記のとおりです。

なお、原則として制限高を超える物件等（※1）を設置することはできません（※2）。

照会結果において、制限表面の種類：進入表面、延長進入表面または転移表面との結果が表示されている場合において、物件等（※1）の設置（例：建物の新築・建て替え・改築、またはそれに伴う工事等）を予定されている場合は東京空港事務所窓口までお問い合わせください。

必ず注意事項をご確認下さい。

注意事項

- ※ 1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。
- ※ 2 水平表面、円錐表面、外側水平表面については一部例外があります、詳細につきましては下記の東京空港事務所窓口までお問い合わせください。
- 注意 1 : 建築等可能高 = 制限高 - 照会地の地盤の高さ (標高)
- 注意 2 : 上記制限高は標高です。照会地の地盤の高さにご注意ください。
- 注意 3 : 照会地の地盤の高さについては、紹介者各自、自治体等関係機関にてご確認願います。
- 注意 4 : 工事中のクレーンなど一時的に設置される物件についても※ 1 の物件等に該当しますのでご注意ください。
- 注意 5 : 上記回答で当該地が「範囲外」の場合や、物件等が制限高を超えていない場合でも、物件等 (クレーン、アンテナ含む) の地上からの高さが60m以上となる場合については、航空法第51条及び第51条の2の規定により航空障害灯・昼間障害標識の設置が必要となる場合があります。
詳しくは国土交通省東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課監理係 (03-5275-9296) へお問い合わせください。
また、東京航空局ホームページ (航空障害灯昼間障害標識のページ) にも掲載しておりますので、ご参照ください。
- 注意 6 : 東京都千代田区・中央区・港区・江東区、横浜市中区にはヘリポートがあり、各ヘリポートの制限区域等範囲内の可能性がございます。
詳しくは国土交通省東京航空局空港部管理課監理係(03-5275-9317)へお問い合わせください。

●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去し、再度照会する住所を入力してください。その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。



●制限表面の範囲外について

照会された住所が、羽田空港の高さ制限区域の範囲外に該当する場合もございます。ですが、他空港で定められた高さ制限に抵触する場合もございますので、該当する可能性のある近隣の空港に直接お問い合わせください。



◆照会地：〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目7 都道413号線

◆制限表面の種類：範囲外

◆制限高（標高）：ご照会の場所は東京国際空港の高さ制限区域の範囲外ですが、他空港等の制限エリアに該当すると思われる場所につきましては、照会地近隣の空港等にお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら東京空港事務所窓口までお問い合わせください。

また、範囲外の場合でも、物件等（クレーン、アンテナ含む）※1の地上からの高さが60m以上となる場合には、航空法第51条及び第51条の2の規定により航空障害灯の設置が必要となる場合があります。

詳しくは国土交通省東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課監視係（03-5275-9296）へお問い合わせください。

また、東京航空局ホームページ（航空障害灯昼間障害標識のページ）にも掲載しておりますので、ご参照ください。